

## 国内経済要録

### ◇金融制度調査会、日銀法改正につき答申

金融制度調査会は、9月20日大蔵大臣に対し、「日本銀行制度に関する答申」を行なった。答申の骨子は次のとおりである。

#### (1) 目的・運営の理念

日本銀行は銀行券の独占的発行権を有し、通貨信用の調節に任ずることを目的とする法人とし、国民経済の健全な発展のため、通貨価値の安定を図ることをもって運営の理念とする。

#### (2) 資本

無資本金制とする。

#### (3) 機関

政策決定機関として政策委員会（総裁、政府代表2人、副総裁2人、任命委員4人をもって構成）を置き、執行機関として総裁、その補佐機関として副総裁2人を置く。

#### (4) 通貨信用政策上の権能

主要3政策手段を日本銀行の権能とするほか証券金融の規制権（主務大臣認可制）および輸入金融規制についての対政府勧告権を認める。

ただし、主務大臣は、日本銀行の政策が政府の政策の遂行に支障をきたすおそれありと認め、その調整に関し総裁と話合うも協議の整わない場合は、日本銀行に対し、（A案）指示権をもつ、（B案）議決延期請求権をもつ、の両案のうちのいずれかとする。

#### (5) 銀行券

無拘束制度とする。

#### (6) 経理

経費予算は認可制をとり、全額納付金制度とする。

この答申が行なわれるに至るまでの経過のあらましを顧みるに、金融制度調査会が中央銀行制度に関する検討に着手したのは32年夏のことであった。まず大蔵省、日本銀行および市中銀行の事務当局からなる専門委員会によって基礎的資料の検討が行なわれ、次いで33年2月調査会委員をもって構成する中央銀行制度特別委員会とさらにそのメンバーの一部をもって構成する常時企画委員会が設けられ、本格的審議が開始された。

爾後まず日本銀行法逐条問題点などの基礎的資料が作成される一方、下村治（当時大蔵省財務調査官）、松本重雄（当時日本銀行特別審議室長）両専門委員に中央銀行制度に関する包括的な意見が求められ、これらはいわ

ゆる「下村意見書」、「松本意見書」として、33年6月基礎的資料とともに公表された。この両意見書は、幾多の面に対立する見方を示したが、その核心は金融政策の中立性、中央銀行の独立性に関する根本的な見解の相違であった。

33年半ばに至って、一般的基礎的問題についての資料収集も終わり、特別委員会による戦後の財政金融の実態調査、常時企画委員会による一般的基本的問題の検討ならびに戦後のわが国財政金融の推移と問題点の検討がなされ、さらに34年春にかけて、実態調査小委員会、発券制度小委員会、法律問題小委員会などの小委員会が次々と設けられ、その審議の結果は34年4月に取りまとめ公表された。このうち基本問題を取り扱った常時企画委員会の報告では、政策委員会構成員の任命は政府の権限とするが、主要政策手段の決定は日本銀行にゆだね、政府はその決定に対して議決延期請求権または再審議請求権を留保するという形で中央銀行の相対的中立性を確保するという考え方が示されている。

このような過程を経て、34年6月には起草小委員会が設けられ、いよいよ最終段階にはいったが、ここで再び幾多の重要な点について意見が分かれ、なかでも日本銀行の中立性をどの程度まで認めるかに関して著しい見解の相違が生じた。このような経緯のうちに特別委員会の審議資料とする了解のもとに舟山試案と呼ばれている「日本銀行制度要綱試案」が作成され、9月特別委員会に提出された。この「試案」は政府の指示権、資本の国有化、無拘束制による発券制度、経費予算の認可制などを掲げ、金融政策の最終的決定権を政府に帰属させようとする内容のものであった。その結果日本銀行の中立性のあり方、なかんずく政府の指示権の是非をめぐってさらに論争がくりひろげられ、最後まで調整をみるに至らず、ついに「指示権」と「議決延期請求権」が併記されることとなった。このほか、無資本金制の採用、政策委員会の構成・権限、指示権発動の手續などにも修正が加えられて、「日本銀行制度に関する答申要綱案」が作成され、35年4月21日の調査会に提出された。調査会では、このように両案併記された日本銀行と政府の関係について、議事規則に基づく採決方式（多数決）をとらず、原案全体につき承することとなり、ただ答申の各項目について解説を加えた説明書を付し、この中に各委員の留保意見を記載することと決定した。

この説明書の完成をまっける9月20日調査会が開催され、「日本銀行制度に関する答申ならびに説明書」が決定され、即日答申が行なわれたわけである。

#### ◇国際復興開発銀行債券の引受け

国際復興開発銀行では10月1日債券100百万ドル（うち満期借替え分75百万ドル、新規増額分25百万ドル。発行条件は期間2年、利率3.5%）を発行したが、本行はこのうち3,250千ドル（うち借替え分2,200千ドル）を引き受けた。この結果、本行の同債券保有総額は6,250千ドルとなった。

#### ◇昭和35年度下期外貨予算決定

政府は9月27日の閣僚審議会で、昭和35年度下期外貨予算を総額3,530百万ドル（前期3,268百万ドル、前年同期2,881百万ドル、いずれも最終予算、以下同じ）と決定した。その概要次のとおり。

##### (1) 輸入貨物予算

本予算2,600百万ドル（前期比141百万ドル増）、予備費200百万ドル（前期比35百万ドル）、計2,800百万ドルと、予算規模としては過去の最高。前提としては、35年度の鉱工業生産前年度比20%増程度（上期予算編成時は11.8%）、国際収支440百万ドルの黒字。

(i) 物資別では、米、小麦は豊作続きから、また原綿、原毛は明年4月からの自由化および市況対策の見地からいずれも前期に比べ減少しているが、他方原油、重油などのエネルギー関係および機械などの予算は大幅に増加。

(ii) 本年10月より鉄鉄（対ドル地域制限撤廃）、ココア豆、亜鉛鉱石など237品目を自動承認制（A A）品目に追加、資金割当（F A）品目のうち約200品目を自動割当制（A F A）に移行。このため輸入自由化率は44%に上昇（本年4月41%、7月42%。なお自由化率は、従来の予算額から算出する方法を輸入実績による方式に変更）。

##### (2) 貿易外支払予算

予算規模は730百万ドル（前期比86百万ドル増）と、輸入貨物予算と同様これまでの最高。これは主として、本年10月から貨物運賃、用船料、海外渡航などの一部を自由化したため。この結果貿易外支払面での自由化率は約60%に上昇（前期52%）。

#### 昭和35年度下期外貨予算

（単位・百万ドル）

区 分	35年度下期	前期最終予算 比 増 加 額
輸入貨物予算		
本 予 算	2,600	+ 141
うち F A	1,500	+ 11
A A	1,100	+ 130
予 備 費	200	+ 35
計	2,800	+ 176
貿易外支払予算		
本 予 算	680	+ 62
うち計画分	320	+ 7
自由分	360	+ 55
予 備 費	50	+ 24
計	730	+ 86

#### ◇為替銀行に対する為替持高規制の緩和

政府は、為替銀行に対する為替持高規制を緩和するため、9月1日から直物持高の限度規制を廃止（9月号月報参照）したが、さらに直先総合持高についても、従来の幣種別規制方式を指定外国通貨総合による規制方式に改め、9月3日から実施した。

#### ◇通貨の携帯輸出入に関する規制緩和

政府は、自由化推進の趣旨から、円および外貨の海外への持出しならびに国内への持込みに関する規制を次のとおり緩和、9月10日より実施した。

区 分	海外への持出し	国内への持込み	
居 住 者	円 貨	20千円まで自由 （従来…2千円まで 自由、20千円まで税 関限りで許可）	自 由 （従来…持出額の範 囲内）
	外 貨	渡航割当額以内 （従来どおり）	自 由 （従来どおり）
非 居 住 者	円 貨	20千円まで自由 （従来…20千円まで 税関限りで許可）	自 由 （従来…本邦船舶ま たは航空機内でつり 銭として受領したも のに限り自由）
	外 貨	自 由 （従来どおり）	自 由 （従来…携帯現金記 録票へ記録、これを 税関が確認）